

AA 小学校区 学区防災計画（地区防災計画）

データは mirai-bousai.net からダウンロードできます。

目 次	
第1章 計画の対象地区の範囲	第5章 地域の災害リスク
1 範囲の概要	1 災害履歴 地層・歴史資料から確認または
2 範囲を構成する自治会等と学校・事業所等	推定できるもの（過去10万年程度）
第2章 基本的な考え方	2 今後の災害リスクとして予測されるもの
1 基本理念	3 災害に対する避難所
2 本計画の位置付け	第6章 自主防災組織の確立と責務
3 本防災計画の構成	1 自主防災組織を組織する団体等
第3章 学区の防災を構成する人・機関の責務及び役割分担	2 マンション等の自主防災組織確立
1 住民の責務	3 自治会等の自主防災組織の確立
2 自治会等自主防災組織の責務	4 自治会・マンション等の地区防災計画・防災マニュアルの作成
3 地域防災拠点「学区災害対策本部」の責務	第7章 学校の防災教育・地域防災への協力
4 学校の責務	1 学校が行う防災教育と地域防災貢献
5 学区に存在する事業所等	題8章 防災活動の内容
6 消防団の責務	1 平常時の活動
7 行政各課の責務	2 学区防災組織の始動規定
8 児童生徒の保護者の責務	3 災害時の基本的な役割分担
9 児童生徒の育成と期待	4 出火防止・初期消火
第4章 「学区防災組織」の運営	5 救出活動
1 「学区防災計画」の策定と見直し	7 復旧活動 生活
2 災害時の統括連絡調整と協議	8 食料・支援物資の配給
3 「学区防災計画」と学区にある自治会等、事業所等の防災計画との関係	第9章 実践と検証
4 学区における防災活動の責務と役割分担	1 防災訓練の実施・検証
5 学区防災組織の組織図	2 防災教育と防災意識の普及啓発
6 「学区防災計画」に関する法規指針等相關	第10章 学校の防災教育カリキュラム

第1章 計画の対象地区の範囲

1 範囲の概要 B市立AA小学校学区一帯

2 範囲を構成する自治会等と学校・事業所等

自治会・集合住宅名称	住所範囲	世帯数	人口
〇〇自治会			
〇〇団地			
合計			

学校・主な事業所等

自治会・集合住宅名称	防災上の役割	備考
〇〇小学校	地域防災拠点	
〇〇中学校	補充的避難所	
〇〇高等学校	広域避難場所の一部	
〇〇神社	いっとき避難場所	
スーパー〇〇	いっとき避難場所	
〇〇地区センター	帰宅困難者収容施設	

第二章 基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、AA小学校区を中心とした、地域住民と学校職員、保護者組織、関係機関とが「学区防災組織」として連携し、地域の地形地質、土地利用の特質とそれに伴う災害リスク及び対策行動についての共通理解を構築することより、地域の安全を確保することを目指すものである。

2 本計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法に基づく地区防災計画として、〇〇市防災計画、〇〇区防災計画（地域防災計画）に提案するものであり、また、学区に所属する自治会等の地区防災計画の根拠として、地域住民および学校、その他の地域の関係者と共通理解を図って運営する。

3 本防災計画の構成

本防災計画は、横浜市防災計画及び港北区防災計画（地域防災計画）において、一定の地区を構成するAA小学校学区において、地域を構成するすべての人や機関の責務と役割分担、災害の規模を左右する予防と初期対応（安否確認・避難・初期消火・救出救護）、

被災後の避難所運営と在宅被災生活支援、要援護者支援、復旧と復興について、総合的に、展望をもって策定するものとする。

第3章 学区の防災を構成する人・機関の責務及び役割分担

1 住民の責務

住民は、自ら災害に備えるために、家の耐震化、家具固定等の手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。（災害対策基本法第7条）

2 自治会等自主防災組織の責務

自治会、マンション等は、本計画に基づき、自主防災組織の構築に努め、避難行動を始めた、初期消火、救出・救護活動、安否確認、在宅被災者生活支援、要援護者支援等を自治会の地区防災計画に定め、住民への啓発、児童生徒、およびその保護者へ避難等の防災教育を行うものとする。

3 地域防災拠点「学区災害対策本部」の責務

地域防災拠点運営委員会は、災害対策基本法に定められた指定避難場所としての地域防災拠点の運営を行い、自宅に住めなくなった住民等の一時的な生活支援を行う。

また、災害時は、「学区災害対策本部」として、地区の情報と物資の拠点として、安否情報の集約、救助隊の編成、区の災害対策本部への連絡、学区自治会等との情報共有、及び物資の分配、ボランティアの受援などについて調整を行う。

4 学校の責務

学校は、児童生徒の安全確保と早期の授業再開を第一の責務とする。また、地域の災害リスクを克服できる児童生徒の自助力と共助の力を育成する。

さらに、その地域における立地及び施設を生かし、地域防災の拠点として、地域の災害対策に連携して対応し、地域防災拠点の運営を支援する。

5 学区に存在する事業所等

学区に存在する教育機関、公共機関、寺社、交通機関、商店、企業、諸施設は、地区の防災に一定の貢献ができるように連携・協力するものとする。

6 消防団の責務

消防団は、地域の防災の指導的立場として、自家等周辺の出火防止、初期消火の呼びかけ、参集途上における火災等発生状況、道路状況等の情報収集を行い、必要な場合は、消火・救助・救急等の応急活動の指示をし、必要に応じて直接実施する。

また、地域の防災訓練や学校の防災教育における指導などを行うものとする。（消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律 H25）

7 行政各課の責務

行政各課は、地域防災計画に基づく防災対策を推進するとともに、学区防災計画作成において行政他の千葉から参画し、行政との連携において災害対策が円滑に取り組まれるよう防災計画の最適化を支援する。そのために、必要な情報提供や助言、法令・方針・地域防災計画をもとにした助言や監修などを行う。また、住民からの問題意識に丁寧に対応し、有識者の見解を根拠に、災害リスクへの認識や対応をより適切なものにできるよう努める。

8 児童生徒の保護者の責務

児童生徒の保護者は、自らも地域社会の一員として、また、児童の災害等に対する安全を確保する責務があることから、地域及び学校の防災訓練等に参加し、または参画し、自らも防災意識、知識、技能を学び、その子に防災教育を行うものとする。

9 児童生徒の育成と期待

ア 児童生徒の安全確保

児童生徒の安全の確保については、学校にいる時間は1年間の二割に満たないことから、在校中の安全確保はもちろん、帰宅後の災害における安全確保についても、学校、地域社会と保護者の共通理解による的確な対応ができるようにする

イ 児童生徒への防災教育

児童生徒は、発達段階と教育過程に対応した防災教育、地区防災計画に基づく避難行動などの防災教育によって、自助力と共助力豊かな人間に育つように、学校、地域、保護者がそれぞれの役割を果たして取り組むものとする。

第4章 「学区防災組織」の運営

1 「学区防災計画」の策定と見直し 「学区防災会議」（拡大地域防災拠点運営委員会）

第1章から第4章までの目的と責務を実現するために、地域の防災を統括する地域防災拠点運営委員会を中心として、自治会等代表、防災担当、学校職員、地域の事業所、保護者代表、行政、及び有識者等から成る「学区防災会議」（拡大地域防災拠点運営委員会）を定例的に開催し、「学区防災計画」の策定と見直しを推進する。

2 災害時の統括連絡調整と協議

災害時は、地域防災拠点が「学区災害対策本部」として、各自治会等、事業所等を統括・連絡調整するが、重要な決定には、学区防災会議（拡大地域防災拠点運営委員会）を招集するものとする。

3 「学区防災計画」と学区にある自治会等、事業所等の防災計画との関係

「学区防災計画」は市防災計画に準拠し、提案されたものである。学区にある自治会等、事業所等は消防法関係法令に基づく「防火計画」や「自主防災計画」を「学区防災計画」に準拠して作成し、課題を見出したときには、積極的に意見具申をして、その改訂に参画するものとする。

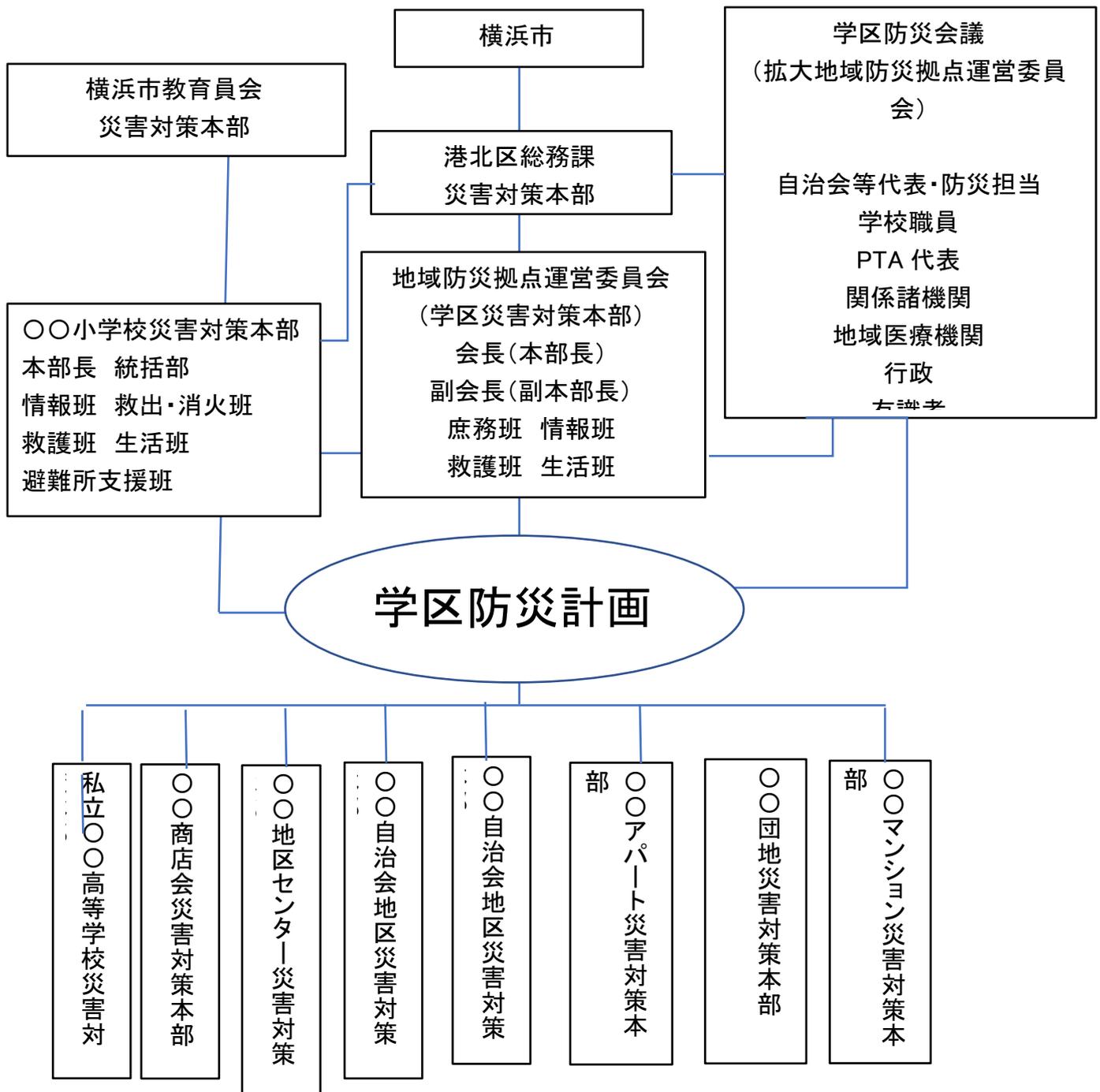
4 学区における防災活動の責務と役割分担一覧

別表

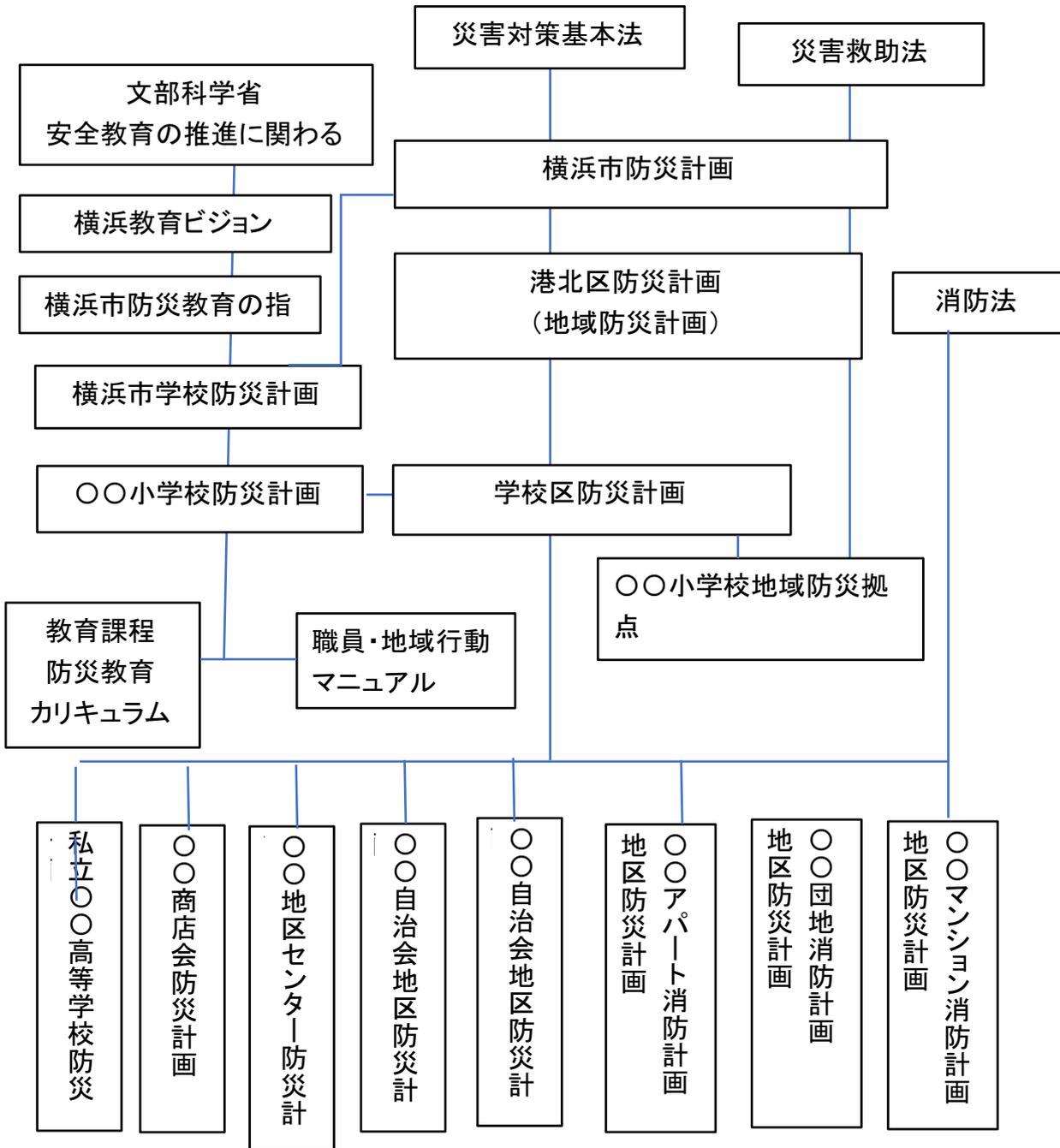
担当 局面	事前予防 防災教育	発災直後	事後対応	復旧・復興
学区防災会議 (拡大地域防災拠点運営委員会)	「学区防災計画」策定、見直し。 連絡、安否確認体制構築	組織を生かした情報共有・安否確認、 緊急災害情報	水・物資の配給体制確立 避難授与し塩害市営構築	学区の復興計画検討
地域防災拠点運営委員会	学区防災会議開催 地域防災拠点訓練	学区災害対策本部 避難所開設 避難民受け入れ	学区安否情報集約 避難所運営 情報収集伝達 救助隊編成	物資の平等配布 ボランティア受援
住民	家の耐震化・家具固定・備蓄・訓練参加	自身・家族安全確保 避難誘導 初期消火 救出・救護	在宅被災生活 家に住めなくなったら協働して避難所生活	瓦礫撤去 自宅修復
自治会等自主防災組織	自治会初期対応訓練 住民名簿・要援護者の把握	安否確認 情報伝達 地区内連携	要援護者支援	復旧作業の協働推進
消防団	訓練指導	避難・出火防止・初期消火・救出活動声かけ・実施	事後対応支援	復旧・復興支援
学区事業所・諸機関	災害時使用・協力協定・避難所提供	住民の保護、救助に協力	協定に応じた応急支援	可能な応急支援
学校	防災教育授業 地域防災訓練協働	児童生徒安全確保 避難所開設支援 (休日夜間は参集)	児童生徒安否確認 避難所運営支援	学校再開
住民（保護者）	耐震化・家具固定・備蓄 地域防災への参加 防災教育	自身と児童安全確保・避難誘導 初期消火・救出活動等	在宅被災生活 家に住めなくなったら協働して避難所生活	瓦礫撤去 自宅修復

住民（児童生徒）	防災学習 地域貢献活動	避難 火災報知 初期消火後方支援		在宅被災生活 支援避難所運営支援
行政 区役所総務課	防災教育支援	情報収集 二次災害対応	避難所運営支援	

5 学区防災組織の組織図



6 「学区防災計画」に関する法規・指針等相関図



第5章 地域の災害リスク

1 災害履歴 地層・歴史資料から確認または推定できるもの（過去10万年程度）

災害種	地震							火山			風水害				工場等		
	地震動震度6弱以上	軟弱地盤震度増幅被害	ブロック塀家具転倒	火災延焼	液化化	地震・急傾斜地崩壊	津波	火山灰降灰	火砕流	火山泥流	洪水	堤防決壊	土石流	土砂崩れ	竜巻	工場・倉庫等火災爆発	原子炉災害
地区																	
学区全体																	
A ○○地区																	
B △地区																	

○ハザードマップ 災害履歴図 学校ボーリング資料 区防災計画等を根拠に考える。

○これらの現象は、この地域の大地を形成してきた営みが多く、その現在の姿としてこの地域に生活できることに感謝と畏敬の念を持つべきである。これらの現象を理解できず、適切な対応を講じることができないことが、人命や財産に被害が及ぶ災害となることを念頭に、災害対策を図るようにする

2 今後の災害リスクとして予測されるもの () 小学校区

災害種	地震							火山			風水害				工場等		
	地震動震度6弱以上	軟弱地盤震度増幅被害	ブロック塀家具転倒	火災延焼	液化化	地震・急傾斜地崩壊	津波	火山灰降灰	火砕流	火山泥流	洪水	堤防決壊	土石流	土砂崩れ	竜巻	工場・倉庫等火災爆発	原子炉災害
地区																	
学区全体																	
A ○○地区																	
B △地区																	

※ハザードマップになくても、地域を実地に歩いて地形や建造物を視察し、自然環境からの被災リスクは論理的に推測すること。

3 災害に対する避難所

各自主防災組織は、地域の地理、災害リスク等に応じて、いっとき避難場所、広域避難場所（火災・津波・洪水等ごとに異なる場合がある）、地域防災拠点を定め、地域住民、学校、児童生徒とその保護者に啓発、教育指導する。

学区防災会議は、その避難所を一覧にまとめ、行政、有識者の監修のもと、その適否について協議する。

	いっとき避難場所	広域避難場所	洪水・風水害避難場所	災害対策本部の場所	地域防災拠点（指定避難所）
A 自治会	H 公園	K 公園一帯	〇〇小学校	自治会館	〇〇小学校
B 自治会	G 広場			自治会館	
C 自治会	ゴミだし場			自治会館	
D 団地	自室～広場	団地そのもの	高台のため想定なし	集会室	
E マンション	自室～中庭	籠城作戦	垂直避難	集会室	
F マンション	自室～中庭	籠城作戦	1回は2F集会室	ロビー	△中学校も可とする。
Z マンション	I 公園	K 高校一帯		管理室	

第6章 自主防災組織の確立と責務

1 自主防災組織を組織する団体等

地域にある自治会、商店会、マンション等は、本計画に基づき、または参画して各地区の防災計画を定め、防災訓練や児童生徒及び保護者への防災教育を行う。

2 マンション等の自主防災組織確立

共同住宅（50人以上収容）は、消防法に基づいて、自衛消防組織を作り、次の実施を定めることとなっている。さらに、自主防災組織の一つとして、自律的な防災体制と地域社会との連携体制を構築するよう努めるものとする。

- 自衛消防の組織に関すること。
- 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
- 防火管理上必要な教育に関すること。
- 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。
- 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び

避難誘導に関すること。

- 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
- その他防火管理に関し必要な事項（施行規則第3条第1項第1号 抜粋）

3 自治会等の自主防災組織の確立

災害対策基本法改正により、自主防災組織「町の防災組織」を構築し、自助・近助・共助の体制づくりを目指すものとする。自治会等は、次のような組織を構築し（例）、災害時の対応を考えて、住民参画型で防災マニュアルを構築するようにする。

- (1) 災害対策本部
- (2) 情報班
- (3) 救出・救護班
- (4) 初期消火班
- (5) 生活班
- (6) 地区班（安否確認・要援護者支援をする範囲）
- (7) その他必要な組織

（参考）自助・共助の大切さ

阪神淡路大震災においては、家屋倒壊で生き埋めになった人は3万5,000人。このうち、2万7,000人を近隣住民が助け出した。消防・警察・自衛隊が救出したのは8,000人だった。時間的にも近隣住民が救出したのは、災害直後であり、要救助者の生存救出率も、公的機関によるものより高かった。

4 自治会・マンション等の地区防災計画・防災マニュアルの作成

学区の自治会マンション等は、本計画の作成に参画し、また整合を図りながら、それぞれに災害リスクの異なる地区の防災計画・防災マニュアルを作成する。作成にあたっては、港北区防災計画、防災マップ類、本計画を参照して、少なくとも次の項目について、担当する各班を中心に協議し、毎年見直しを図ること。

1 計画の対象地区の範囲

△△市△△町

2 基本的な考え方

- (1)基本方針(目的)
- (2)活動目標
- (3)長期的な活動計画

3 地区の特性

- (1)自然特性
- (2)社会特性

<p>(3)防災マップ° △△地区防災計画 4 防災活動の内容 (1)防災活動の体制(班編成) (2)平常時の活動 (3)発災直前の活動 (4)災害時の活動 (5)復旧・復興期の活動 (6)市町村等、消防団、各種地域団体、ホ`ランティア等との連携 5 実践と検証 (1)防災訓練の実施・検証 (2)防災意識の普及啓発 (3)計画の見直し (内閣府 地区防災計画ガイドライン より)</p>

第7章 学校の防災教育・地域防災への協力

1 学校が行う防災教育と地域防災貢献

学校は文部科学省防災教育穂方針、横浜市防災教育の指針等に基づき、次のような防災教育と地域防災への貢献を行う。

ア 自助・共助などの根本となる道徳教育と、自然理解、防災への社会的対応その他の知識や技能を、発達段階に応じ、教科・領域と関連付けて教育課程をマネジメントし、教育すること。

イ 在校中、及び登下校中の児童生徒の安全を確保すること。そのために、職員の研修と訓練、参画型の防災マニュアル作成を行うとともに地域や関係諸機関と共通理解と連携を確立すること。

ウ 学校災害対策本部としての組織の構築と、地域、保護者と共通理解をもって組織的に対応するための連携活動を行う。(文部科学省「生きる力」を育む防災教育の展開 横浜市学校防災計画)

題8章 防災活動の内容

1 平常時の活動

学校・地域防災拠点・各地区の自主防災組織は平常時に計画的に防災の備え、防災教育に努め、一部連携してその充実を図るものとする。

平成〇〇年度 AA 小学校区年間防災活動計画（概要） ※第 1 1 章に詳細

月	学校・PTA	地域防災拠点運営委	町の防災組織
4月	各種マニュアル確認		各自治会から防災計画提出
5月	引き取り訓練	区連絡協議会年間計画確立	年間計画確認
6月	〇〇小学校区 安全対策委員会 本年度学区防災計画確認		
7月	防災リーダー研修	学校防災リーダー連携訓練	初期対応訓練計画
8月	職員防災研修	防災備蓄庫整理	
9月	学校総合防災訓練 地域防災拠点支援訓練	学校連携訓練	初期対応訓練備品整理
10月	防災授業準備	訓練準備	初期対応訓練準備
11月	授業参観・地域防災訓練	地域総合防災訓練（初期対応訓練・避難所開設訓練）	
12月	年度末反省	区連絡協議会	
1月	図上訓練参加	図上訓練	図上訓練参加
2月	次年度防災計画確立	年度末反省 次年度方針	年度末反省 次年度方針
3月	次年度マニュアル配布		

2 学区防災組織の始動規則

災害状況	市・学校	学区防災組織	地域防災拠点	自主防災組織	事業所等
大地震 横浜市域 震度5強以上加速	市・区災害対策本部開設 学校災害対策本部開設	学区防災対策本部開設 地域防災拠点開設		災害対策本部開設	本計画とBCPに準拠した対策
南海トラフ 巨大地震情報	準備体制 市の判断に応じ、中学校区で対応	災害への備え推進 本部長判断で「学区災害対策本部」開設		高所荷物下ろし・家具固定呼びかけ	
風水害特別警報等	区防災計画に応じた行動 学校休校	避難場所・避難ルート確認 「タイムライン」に応じた早めの行動推進。		水害・土砂災害危険地区は、災害作本部開設早めの行動	

火山降灰	状況に応じた対応	火山降灰に対応した行動 降灰による停電、断水への備え 火山降灰除去作業	要所への目張り等備え	
------	----------	---	------------	--

3 災害時の基本的な役割分担

担当者	発災直前 ※	災害直後	当日～翌日対応	復旧期
自主防災組織 自治会・マンション等	家具固定、荷物下ろし 安否確認台帳確認 風水害危険地域・要援護者は避難誘導	出火防止・初期消火 救出・救護活動 避難誘導 安否確認 要援護者避難	出火防止・監視 トイレ対策 水配給ルート確立 要援護者生活支援 在宅被災生活者支援	協働で瓦礫除去 家具起こしなど協働 防犯対策
地域防災拠点	地域防災拠点開設準備 自治会等への連絡体制確保	地域防災拠点開設 避難民受入 救助隊編成・出動	避難民受入 トイレ対策 被害・避難状況伝達 避難所情報集約伝達 救助隊編成・出動	学区安否情報集約伝達 生活秩序確立 物資・水分配体制確立
防災拠点となる学校	児童生徒安全確保 防災指導 引き渡し 地域防災拠点準備支援 防災拠点と事前協定（解錠・使用箇所等）	児童生徒安全確保 避難誘導 出火防止・初期消火 救出活動 施設被害状況確認 教育委員会へ伝達 避難所開設支援	児童安否確認 家庭情報伝達 宿泊体制・引き渡し 休日夜間職員参集 地域防災拠点支援 救助活動支援	学校再開準備 避難所運営支援
防災拠点以外の学校（多くの中学校）	児童生徒安全確保 防災指導引き渡し 地域住民及び帰宅困難者避難準備	児童生徒安全確保 避難誘導 施設被害状況確認 教育委員会へ伝達	児童安否確認 家庭情報伝達 宿泊体制・引き渡し 休日夜間職員参集 補充的避難場所の開設・運営	学校再開準備 避難所運営支援 中学生地域貢献活動

		補充的避難場所 の開設・運営		
補助的避難 所	対応準備	自施設・利用 者・職員安全確 保	特定避難者受入等 の活動	事後対応 正常化
特別避難場 所	事前協定等確認	自施設・利用 者・職員安全確 保	要援護者受入	支援体制確立
地区の事業 所等	事前協定等確認	職員・顧客安全 確保 出火防止	協定に基づく地域 貢献	地域貢献 BCPによる復 旧
消防局	減災対策	出場	火災延焼阻止 救出・救護活動	救出活動 事後対応
消防団	出動準備避難誘 導	住民に声かけ 初期消火救出活 動	出火防止・救出救 護活動	復旧活動
区災害対策 本部 (総務課)	減災対策 拠点支援	被災状況・避難 情報集約	市防災計画に基づ く対応	罹災証明書等 発行
教育委員会	減災対策指示	被害・安否情報 集約	災害対策活動	学校災害準備

※ 台風・豪雨等接近 南海トラフ地震情報等で地震発生が予測された場合等

4 出火防止・初期消火

火災段階	第一段階 室内燃焼 天井に着火する以前	第二段階 天井に着火	第三段階 隣棟延焼 第四段階 他居住区 延焼
時間経過（目 安）	0～5分	10分～20分	30分～数時間
消火目標	出火箇所で制圧	隣棟延焼阻止	区域封じ込め・地区 防衛
自主防災組織 (自治会・マン ション等・個 人)	<ul style="list-style-type: none"> ・「火事だ！」と大声で助けを呼ぶ。 ・家族、要援護者の避難。 ・消火器、消火用水バケツ、初期消火器具等を活用し、初期消火活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタンドパイプ等を使用して消火、隣棟延焼防止を試みる。 ・近隣の避難誘導を行う。 ・地域で応援体制をとる。 ・消防隊への情報提供と協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域の住民に知らせる。 ・消防機関が到着したら、火災状況等の情報を提供し、消防機関の指示のもと消火活動に協力する。 ・予め決めておいた広域避難場所、また

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 119番通報 ・ 天井に着火前に消火を目指す。 ・ <u>天井に着火したら退避する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者保護避難誘導 ・ 火災が拡大して危険となった場合は、活動を中止し速やかに避難する。 	は、安全な場所、燃えていない、燃えにくい地区への避難誘導行う
地域防災拠点 (兼広域避難場所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点開設後、数日は、学校の消火器を一階に集約し、近隣火災に即時対応できるようにする。 ・ 防火・防犯パトロール隊を組織して、数日は火災の監視を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災発生情報をトランシーバーなどで流し、警告する ・ 広域に火災延焼の状況を把握し、火災延焼の危険がある場合には、広域避難場所に避難する計画を立てる。 	広域避難場所への避難誘導と避難者の安全確保を行う。避難者の拡大に備える。
地域防災拠点 (広域避難場所でない)			拠点が風下にあり、延焼や煙の被害が予想される場合には、早めに、広域避難場所への避難誘導を行う
学校 (多くの小学校) (地域防災拠点)	近隣の火災に対しては、施設にある消火器等を持参して、職員による初期消火を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒安全確保 ・ 火災情報収集 (高所からの観察等) 学校が広域避難場所であれば、避難方針を確立。 	・ 被災者拡大に備えた拠点支援を行う。
学校 防災拠点以外の学校 (多くの中学校)	場合によっては、被災者の保護を行う。		・ 被災者が拡大すれば、補助的避難場所の開設を準備する。
地区の事業所等		利用者・施設安全確保	延焼防止・避難誘導等
消防隊	優先順に基づいた出場指令を行う	人命危険、延焼危険、消火効果及び他の地域の火災状況等を考慮し、消火活動の要否を決定する。	火災の状況を消防本部長又は消防地区本部長(消防署長)に報告し応援要請する。
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅近隣 初期消火 ・ 避難誘導 ・ 住民への声かけを行う。 ・ 天井着火後の退避を呼びかけ、安全確 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災発生時には、防火水槽、プール等を原則とした消火栓以外の水利を活用し、初期消火及び炎上火災の消火活動を実施するとともに 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火災の進展状況に応じて、飛火警戒を実施するとともに避難路及び住民の安全確保を重点に消火活動を実施。

	保の上初期消火に当 たる。	に消防隊と協力して活 動を実施する。	
--	------------------	-----------------------	--

5 救出活動

担当	救出活動方針
自主防災組織 (自治会・マン ション等・個 人)	<p>(1) 周囲の人の協力を得ながら、救出・救助活動を実施するとともに、二次災害発生の防止に努める。</p> <p>(2) 日頃の地域コミュニティの活動等を通して把握している要援護者等の情報をもとに、効率的な救助・救急活動を実施する。</p> <p>(3) 必要と認められる場合は消防機関等の出動を要請し、必要な情報を提供するとともに、消防機関等の指示のもと救助・救急活動に協力する。</p> <p>※救出資機材の整備救出三種の神器・バール・のこぎり・ジャッキハンマー・つるはし発電機・投光器 ヘルメット・ゴーグル簡易担架・車椅子等 災害直後にすぐ使えるように整備する。</p>
地域防災拠点	<p>1 救助隊の編成</p> <p>(1) 発災直後は、地域防災拠点に避難した後、余震に注意しながら救助隊を編成し、被災者の救助活動に備える。</p> <p>(2) 必要に応じて、地域防災拠点に避難してきた人にも、救助隊への参加協力を呼びかける。</p> <p>(3) 救助隊1隊は概ね10人程度で考える。(疲労等による交替要員の確保も必要)(4) 班長は、現場へは行かず、地域防災拠点に残って総合連絡調整を行う。(5) 班長は、避難場所で各隊の活動状況を把握し、必要に応じて交替要員や応援者を手当てする。</p> <p>2 救出活動</p> <p>(1) 家屋などに閉じ込められている人を発見したとき、近くに消防救助隊などが展開している場合は、まずその助けを求める。</p> <p>(2) 近くに消防救助隊などがいない場合は、二次災害に注意しながら救助活動に入る。</p> <p>(3) 救助隊での救出が困難と判断した場合は、消防救助隊を要請し、到着までの間に、閉じ込められている人に声をかけるなど、励ましの活動を行う。</p> <p>(4) 救助隊は、自治会町内会の防災担当や消防団とも連携・協力して救助活動を行う。</p>
学校	<p>児童生徒在校時間中(登下校含む)に発生した、倒壊、崩壊による、要救出児童生徒は、防災備蓄庫にある資機材を活用して、短時間に救出する。</p> <p>※そのため、日常から、防災備蓄庫の資機材を知り、その取り扱いについては、職員に「横浜防災ライセンスリーダー」を養成し、職員研</p>

	修で知識技能を共有できるようにしておくこと。（大阪北部地震の教訓）
地区の事業所等	事業所の施設、資機材を活用した救出活動への協力
地区の医療機関	家屋倒壊、火災等が発生した時点で、負傷者の治療に当たれる体制を最大限準備する。
消防隊	<p>救助活動</p> <p>ア 救助は救命措置を必要とする者を優先に救出し、軽症者は消防団員、町の防災組織及び付近地域住民に協力を求めて救出を行う。ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救出できる者を優先とし、短時間に1人でも多く救出する。</p> <p>イ 救助事象が火災現場付近とそれ以外の場所にあった場合は、火災現場付近の救出を優先して実施する。</p> <p>ウ 救出した傷病者は救急隊に引き継ぐことを原則するが、これができない場合は消防団員、町の防災組織及び 付近住民に対し、現場付近の医療機関への搬送を依頼する。</p>
消防団	<p>(1) 車両隊は、消火活動を主体として行うことを原則とするが、火災が 受持区域に発生していない場合は、家屋倒壊、崖崩れ等により救助事象が 発生した場合は、救助活動用資機材等を活用して救助、救急活動を実施するほか、消防隊及び救急隊等が行う救助、救急活動に積極的に協力して実施する。</p> <p>(2) 地域活動隊は、地域内の住民に対し、「出火防止の呼びかけ」、「初期消火の実施」、「人命救出活動の実施」、「応急救護活動の実施」、「その他必要な事項」などどの指導等を実施する。さらに、災害の進展状況に応じた住民の避難誘導や消防隊及び 車両隊との連携を保持した活動の協力を努めるほか、救出、救助活動は、関係機関及び 地域住民と一体となった活動を考慮して実施する。</p>

6 救護・医療活動

<p>自主防災組織</p> <p>（自治会・マンション等・個人）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅が倒壊等危険な場合には、安全な場所への移送を行い、介抱する。 ・軽症者には各自主防災組織にて応急手当て（洗浄、冷却、止血、保護等）ができるようにする。 ・医療機関の情報を確認した上で、搬送の体制を考える。
--------------------------------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で医療を受けられる環境への移送が確認できてから、移送するようにする。
地域防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室を医務室として開設 救出・救護班、学校救護班・養護教諭による応急手当てを行う。 ・医療救護隊の到着に備え、環境を整備する。 ・医療救護隊の到着後は、環境整備、トリアージ、搬送について、指示を受けて協力する。 ・区と連絡を取り、災害拠点病院、地域の診療所、地域防災拠点への医療救護隊の到着、その他の医療救護隊の情報を収集し、自主防災組織に伝達する。 ・死者が出た場合には、区災害対策本部に連絡した上で、予め決めておいた居合安置所に丁重に搬入し、区の遺体安置所への搬送を待つ。
学校	<p>地域防災拠点の救護活動を支援する。 負傷者の病室などの調整を行う</p>
災害拠点病院 〇〇病院	<p>災害拠点病院は、災害時救急病院や診療所、医療救護隊による医療提供では対応が困難な重症者を中心に負傷者等の受入れを行う。</p>
災害時救急病院 〇〇病院 〇〇病院	<p>診療所や医療救護隊による医療提供では対応が困難な中等症の負傷者等を中心に受入れを行う。 被災状況を確認し、診療の可否・入院患者の受入れの可否及び受入可能人数等の状況を直ちにEMISに入力する。入力が困難な場合は、その旨を区本部医療調整班に報告する。</p>
診療所 (地区の医療機関)	<p>負傷者等の受入れが可能な診療所は、軽症の負傷者等を中心に受入れを行う。その際には「診療中」である旨を地域に伝達するために「横浜市共通の目印」を掲出する。</p>
医療救護隊 〇〇小学校に派遣	<p>医療救護隊は、地域防災拠点等の避難場所で負傷者等の状況把握とともに、主に軽症者に対する応急医療を行う。 震度6弱以上の地震が観測された区は、区医師会、区薬剤師会等の協力を得て速やかに医療救護隊を編成する。また、震度6弱未満であっても、負傷者が多数発生しているなど必要があると認める区は、医療救護隊を編成することができる。</p>
他都市医療救護隊、医療ボランティア、他自治体応援保健師等	<p>災害派遣医療チーム(DMAT)、日本赤十字社救護班、日本医師会災害医療チーム(JMAT)他都市医療救護隊等や、他自治体応援派遣保健師、医療ボランティア等の受入窓口は、市本部医療調整チームが務める。 イ 他都市医療救護隊、他自治体応援派遣保健師、医療ボランティア等の活動区域は、市本部医療調整チームかが被害状況等に応じて指定する。</p>
薬局	<p>ア 緊急持ち出し医薬品を備蓄する薬局は、区本部医療調整班から指示された休日急患診療所等に当該医薬品を運搬し仕分けを行うなど、</p>

	医療救護隊の活動を支援する。イ 被災を免れた薬局は、いち早く医薬品を処方できる体制を整える
仮設救護所	区本部医療調整班は、被災状況等から必要と認めるときは、安全な場所に仮設救護所を設置することができる。

7 復旧活動 生活

	トイレ対策	水	瓦礫除去・家屋整理
自治会等	トイレ・下水情報収集で伝達 トイレパック（備蓄しておいた）の配布？ 自治会で使用できるトイレの共有。 トイレゴミ出しとルール確立。 要援護者のトイレ支援。	地区にある緊急給水栓からの給水。 要援護者への給水体制確立	協力して、家具起こし 地区内ボランティアの呼びかけ
地域防災拠点	トイレ・ルール確立 下水損傷なければ季節トイレ 水不通なら、プール水各自持参 要援護者支援 仮設トイレ	学校受水槽水の確保 塩素濃度測定で塩素あれば飲料可。なければ生活用水に。 備蓄水の分配 緊急給水栓・給水タンクの運用	ボランティアセンター開設 要支援世帯ボランティアのマッチング
学校	防災拠点支援	給水塔秩序支援	余力あれば地域支援活動 中学校は中学生ボランティア検討
事業所等	事業所の設備等が使えるれば協力	施設を活用した支援	重機等を活用した地域貢献
行政	仮設トイレ等の配置推進	水道局・資源循環局による活動。	災害ごみ処理の体制確立
学区のボランティア		要援護者への水運搬等	瓦礫除去作業
外部からのボランティア		要援護者への水運搬等	瓦礫除去作業

8 食料・支援物資の配給

	震災後3日程度	震災後10日以内	震災後数週間
個人 自治会等	家にあるものと、備蓄水、カセットコンロで調理して生活 要援護者への食事支援体制確立	循環備蓄のある世帯は。防災拠点に頼らない生活をめざす。 商店が開店すれば、正常化。	不足する支援物資を必要に応じて受け取れる体制構築。
地域防災拠点	炊飯設備を使った炊き出し 学区防災会議を開設し、備蓄庫食糧の分配体制確立	各自治会への人数に応じた分配体制確立 運搬車が各自治会に直接配給する体制をめざす。	ポアランティアによる食糧分配
学校	防災拠点支援	物資管理支援	余力あれば地域支援活動 中学校は中学生ボランティア検討
事業所等	事業所の設備等が使えるれば協力	施設を活用した支援	施設等を活用した地域貢献
行政	必要数の中長期的把握	需要に対する供給の双方向情報交換確立。	災害ごみ処理の体制確立
学区のボランティア		要援護者への水運搬等	瓦礫除去作業
外部からのボランティア		要援護者への水運搬等	瓦礫除去作業

第9章 実践と検証

1 防災訓練の実施・検証

目的と観点をもって年間訓練計画を確立し、検証して次年度に生かすようにする。

訓練内容	内容	評価の観点
自治会図上訓練・研修	自治会地域の地形や建造物に潜む災害リスクを知り、対応を参加者が主体的に考える	参加者が地域の災害リスク自ら気づき、対応を考えることができたか。

自治会初期 対応訓練	安否確認、情報伝達、要援護者支援、災害時に発生する火災、倒壊、負傷者に対応する技能を身につける。	安否確認、情報伝達、初期消火、救出、救護などの技能を身につけ、組織的に動き減災に結びつけることができたか。
地域防災拠点訓練 1	避難者の受け入れや、居スペースの割り当て、トイレや水、食料の配給訓練を行う。 初期消火・救出救護技術を学ぶ。	各班が災害想定に対応して、的確に活動することができるようになったか。
地域防災拠点訓練 2	HUG 的な要素をもって、実際も避難所運営を考える	地域の災害想定に応じた、避難民の受け入れと保護ができたか・
学校総合防災訓練	シェイクアウト、一次避難、二次避難、 引き渡し、宿泊準備など災害時の対応	児童と職員、保護者が共通理科をもって適切にできたか。 帰宅させないほうが安全な場合もある。

2 防災教育と防災意識の普及啓発

ライフステージ	防災教育・啓発	地域での体験・活動
幼児期	地震や火災からの避難	地域行事への気づき
小学1年	登下校の安全	地域の見守りに気づく
小学2年	地域での安全への気づき	地域の祭り等恭二への参加
小学3年	地域社会や地域の地形の特徴・広域避難場所への気づき	地域活動へ参加
小学4年	消防や地域防災への学び	総合的学習の時間等で地域の伝統、文化、歴史、災害等に学びを深める。
小学5年	地域の流水と災害への学び	
小学6年	地域の地震、火山による変化への学び	
中学校	救急法等の習得 各教科と関連した学び	災害時は、危険のない範囲で地域貢献活動の実績がある。
青年期		
保護者世代	授業参観で児童とともに防災を学ぶ	子ども会、PTA、おやじの会等で地域や防災に参画
働き世代住民	地域と接点を持つ工夫が必要。	
定年後世代	防災研修会などで関心をもたせた い。	地域デビュー 地域の一員に

後期高齢者	避難に切実さをもって考える	自治会等の避難訓練に受援者として参加
-------	---------------	--------------------

3 学区防災組織による年間活動計画（例）

学区防災計画と年間活動計画が反省と、参加者の積極的な参画によって検討改善されるようにする。

月	行事	主な内容	委員	自治会代表	学校	保護者	行政	事業所等
4月	役員会	年間計画確認 学区防災計画案検討	○	○	長			
5月	運営委員会	地区防災計画協議 備蓄庫点検	○	○	長	長	△	△
6月	学区防災会議 (拡大地域防災拠点運営委)	地域防災拠点運営委員会総会 「地区防災計画」確認	○	○	○	○	○	○
7月	運営委員会	11月訓練具体案協議 備蓄庫点検	○	○	長	△	△	△
8月								
9月	各班思考訓練	想定に対して、	○	○	○			
10月	運営委員会	各班・自治会訓練準備	○	○	○	△	△	△
11月	地域総合防災訓練	1 学区一斉初期対応訓練 2 地域防災拠点訓練 3 学校防災授業参観	○	○	○	○	○	○
12月	役員会	1月研修会準備 備蓄庫点検	○					
1月	図上訓練実施	研修（地域の地学・災害リスク） 本年度取り組み振り返り 各班から、学区防災計画改定案提出	○	○	○	○	○	○
2月	運営委員会	年度反省 次年度「地区防災計画」 反省 各班からの検討案	○	○				
3月	役員会	次年度体制・計画・学区防災計画案	○	○				

第10章 学校の防災教育カリキュラム

学校では、学習指導要領、文部科学省、横浜市防災教育の指針に基づいた防災教育を行う。

AA 小学校防災教育プラン（目標及び内容例一覧）

項目	防災教育の目標		防災教育「横浜の時間」の内容
	知識・理解	技能・実践力	教科に横断的・及び総合
個別支援	学校内や家庭内で危険な場所、避難すべき安全な場所について知り、安全な行動をとることができる。	通学路や地域での危険な場所、安全な場所を考え、身を守ることができる。	(生)上郷宿泊体験 (生)調理実習 (生)市営バス体験
1年	学校内や家庭内で危険な場所、避難すべき安全な場所について知り、安全な行動をとることができる	緊急地震速報で、どのような場所でも安全な場所に移動することができる。 「お・か・し・も」を守り、秩序正しく避難ができる。	(国)ずっとずっと大好きだよ (生命尊重) (生)学校探検 (学)安全な通学
2年	地域の様子を知り、通学路や地域での危険な場所、広域避難場所などを知り、震災時にとるべき正しい行動を考えることができる	通学路や地域での危険な場所、安全な場所を考え、身を守ることができる。	(国)スイミー(共助の精神) (国)話すこと、聞くこと (生)町探検 「広域避難場所」
3年	地域の地形や住宅密集の様子などを知り、火災からの避難の仕方などを考えることができる。	地域の様子を把握し、火災などの二次災害から避難する判断力をもつ。	(社)この町の様子 地形と土地利用 住宅密集度 (社・総)〇〇はももの里 田んぼと畑だったこの町
4年	地域の自然災害に対して先人が闘い、克服してきた歴史や現在も地域の人々が共助、公助によって地域の安全や災害時の助け合いをしようとしていることに、地域人としての生き方を学び、考えをもつことができる。	家庭内で自分と家族がけがをしないために備え、行動する判断力をもつ。 地域防災拠点訓練に親子で参加し、地域防災拠点の意味や、防災のための備えを体験的に学ぶことができる。	(社)地域の消防と防災・消防団 (理)カセットコンロの使い方 (総)みんなで守る地域の安全 「親子で地域防災拠点訓練体験」 (総)〇〇洪水とたたかい (総)愛川体験学習 「南から来た丹沢」
5年	教科学習に関連して、地震、火山、台風、洪水などの自然災害への理解を深め、自然の理解や過去の災害の教訓を未来の防災に活かそうとする考えをもつことができる。	家具の固定、食器など飛び出し防止の重要性を理解し、実践しようとする。 応急手当を学び、自分や家族がけがをしたら適切に応急手当ができる。	(国)百年後のふるさとを守る (理)台風 (理)流れる水のはたらき (保)応急手当 (総)流水がつくった〇〇 (総)神奈川の活火山、箱根 (家・総)地震に安全な家庭づくり
6年	教科学習に関連して、地震、火山が国土をつくってきた事実や震災、大火災の歴史を学び、繰り返す自然現象に対して、被害を最小限にするための備えや方策を学んだり考えたりできる。	「何を守るか 何から守るか どう守るか」の、地震によって派生する危機に対応する思考力、判断力をもつことができる。 在宅被災生活を生き抜くための調理法などを体験的に学ぶ。	(算)速度 津波の速度 P波・S波の速度 (理)地震・火山による土地の変化 (理)てこのはたらき (社)関東大震災 (家・総)在宅被災生活の食事 (総)地震に強い〇〇に (総)地震火災をどう防ぐか？